

# 令和7年第7回 飯豊町議会定例会会議録

令和7年12月12日 令和7年 第7回飯豊町議会定例会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1番	横山	清彦	2番	島貫	寿雄
3番	遠藤	純雄	4番	高橋	勝
5番	舟山	政男	6番	松山	和好
7番	遠藤	芳昭	8番	高橋	亨一
9番	菅野	富士雄	10番	屋嶋	雅一

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

なし

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	嵐正人	副町長	西嶋康平
教育長	菅原透	代表監査委員	後藤浩
会計管理者(兼) 税務会計課長	渡部博一	総務課長	志田政浩
企画課長	鈴木祐司	住民課長	細谷美佳
健康福祉課長(兼) 地域包括支援センター所長	宮川千鶴子	介護老人保健施設 事務長(兼) 国保診療所事務長	色摩里香
農林振興課長(併) 農業委員会事務局長	上田信幸	商工観光課長	伊藤満世子
地域整備課長	渡辺裕和	教育総務課長	横山昌則
社会教育課長(併) 町民総合センター所長	竹田辰秀		

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 佃 典 子 議 事 室 主 査 井 上 由 佳  
事 務 助 手 横 澤 吉 和

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和7年 第7回飯豊町定例会追加議事日程 〔第1号〕

令和7年12月12日

午前10時 開 議

- 追加日程第1 議案第 91号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 追加日程第2 議案第 92号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 追加日程第3 議案第 93号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算（第8号）
- 追加日程第4 議案第 94号 令和7年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 追加日程第5 議案第 95号 令和7年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 追加日程第6 議案第 96号 令和7年度飯豊町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 追加日程第7 議案第 97号 令和7年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算（第2号）
- 追加日程第8 議案第 98号 令和7年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4  
号）
- 追加日程第9 議案第 99号 令和7年度飯豊町水道事業会計補正予算（第4号）
- 追加日程第10 議案第 100号 令和7年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 追加日程第11 議案第 101号 工事請負契約の一部変更について（令和6年災第6502号町道大  
平線道路災害復旧工事（ゼロ債））
- 追加日程第12 発議第 14号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第13 発議第 15号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

(議長 屋嶋雅一君) ( 午前10時00分 開議 )

ご起立願います。おはようございます。

ご着席ください。

去る12月4日に開会いたしました第7回飯豊町議会定例会も本日が最終日となりました。本議会が最終日となり、各議員の連日のご精励、誠にご苦労さまでございました。

本日は傍聴の方も見えられております。傍聴の皆様には議員の質問、意見、提言の内容をお聞きいただきたいと思っております。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ここに成立いたしました。

直ちに本日の会議を行います。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程により進めてまいります。

なお、議案等の採決の際、挙手または起立しない議員は反対とみなしますのでご承知おきいただきたいと思っております。

《 追加日程第 1 》

議案第91号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び

《 追加日程第 2 》

議案第92号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2案件を一括して議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第91号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第92号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第91号 飯豊町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、提案理由にありますように、特別職の常勤の職員及び議会の議員に支給する期末手当の支給割合を改定するため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、特別職の期末手当の年間支給割合を0.05月分引き上げるものであります。

次に、議案第92号 飯豊町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に

つきましては、提案理由にありますように、令和7年10月8日付山形県人事委員会の勧告等に基づく山形県職員等の給与改定に準拠する等、所要の改正を行うため、本条例の一部改正を提案するものであります。

内容につきましては、一般職の職員等の期末手当と勤勉手当を合わせて、年間支給割合を0.05月分引き上げるとともに、給料表の額を改定し、令和7年4月1日から適用するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。2番島貫寿雄君。

(2番議員 島貫寿雄君)

ただいま町長のほうから説明ありましたが、先日の議案審議で、学童に対する費用5,000円から7,000円ということになることになりましたけれども、町長が掲げる「暮らし満足度ナンバーワン」、子育てするなら飯豊町と言いながら、町民、特に若い保護者に身を切らせるわけです。一方でこういうこと、特別職の給与のアップということは、町長のおっしゃる常日頃の町のこれからの在り方をおっしゃる中身とは相反するように私は思いますけども、その辺について町長はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

2番島貫議員のご質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり、今回条例にて学童保育5,000円から7,000円ということで料金改定をさせていただくということで議決をいただいております。ここに関しましては、物価高騰、そして人件費の高騰もありますし、もともと学童保育料について値上げをせず、まずは定額でやっていたというところ、また近隣市町の状況も踏まえてということで上げさせていただいたところがございます。

そして、今日提案させていただいたところでは、人事院勧告あとは物価高騰等がありまして、相反するのではないかというお話はございますけれども、今回の給与改定、特別職、一般職含めた改定というところは、全国的な流れというところもありますし、やはり人事委員会の勧

告を優先してというか、採用させていただいて、飯豊町もしっかりとアップを行っていく、ただそれは、給与を改定したことによって、しっかりと職員はなお今まで以上に職務に専念するということもありますし、やはり職員の生活もあるということもございますので、一定程度のご理解をいただければなと思っているところでございます。

以上です。

(議長 屋嶋雅一君)

2番 島貫寿雄君。

(2番議員 島貫寿雄君)

昨年もこの臨時会においてこういう提案がありまして通ったわけですけれども、その日の地元新聞にある村、町が大水害に遭ったということで提案を否決したということがありました。そのように、やはり学童を上げることによって高橋 勝議員の質問では300万円ということでした。その300万円も捻出できないようなことでいいのかということ。私、身を切る改革ということを何度か一般質問で言っていますが、私は給与と報酬については一切申し上げていません。役場の中でうまく配分を考えながら、職員が仕事で身を切ってそういう財源を生み出すべきじゃないかということも申し上げています。一方で、こうやって簡単に人事院の勧告があったから上げますということでは町民は納得できないと思う。今、町ではいろんな問題があって、町民が非常にいろんな意味で関心を持っています。今回の学童の値上げによっても大変厳しい意見をいただいています。私もうっかりして賛成してしまいましたけども、やはりもっと私も議論すべきだったと思っていますが、そういうことでやっぱり町民目線で考えたらこのタイミングでこういうことをやっていいのかどうか、私はちょっと疑問に思いますけども、町長のお考えを再度お聞きしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

2番島貫議員の再質問にお答えいたします。まずは、身を切る改革といえますか、まずは役場の業務の中でしっかり歳出を見直すべきだというお話をいただきました。もちろん、事務事業の検証シートを使いながらしっかりと必要な予算を必要なだけ、要らない部分は切ったりですとか見直しを行ってはおります。そういう中で切り詰めるところは切り詰めておりますし、あとは必要な財源も職員がしっかりと勉強して取りに行き、一般財源だけではなくてしっかりと国、県の補助、交付金なんかも活用しながら事業をするということで今動いているところ

でございますので、今回の人件費のアップというところには、一定程度のご理解をいただきながら進めさせていただければと思いますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありませんか。6番 松山和好君。

(6番議員 松山和好君)

先ほどの議会中も質問させてもらったんですけども、人事院勧告とは何ぞやとね。命令でもないとね。ただ、職員組合にとっては非常に大切なものであって、それに従うのが、ほぼほぼ当たり前みたいな発言というか回答に思ひはしたんですけども、それは役場の中の話であつて、そんなことは社会的に通用するのかつてね。地方自治体職員は一応公務員ですつていう意識の元に皆さんも働いているわけですけども、国家公務員の場合ですとちゃんと民間企業を調査しているわけですね。それに合わせて下がったり上がったりするわけですけども、原理原則に帰つて、そもそも国の場合ですと民間企業に合わせるということになっているわけですよ。その原則を全然尊重しないで、単に県の人事院勧告であると、それをにわかにならに倣えではうまくないのではないかと。一体誰がそんなふうに行っているのか、町長なのか組合なのかちょっと分からないですけども、その方の顔を見たいと思うのが私の本心なんです。一体誰なんだというね。そんな考えもなしにそんなことを続けているのは誰なんだと。私、20年前にも同様のことを言ったような気がします。職員の給与とか議員の給与もそうですけども、これは会社でいえば単なる経費。(「議長、再議に当たりませんか」「休憩してください」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

暫時休憩いたします。

( 午前10時10分 )

休憩前に復し会議を続けます。

( 午前10時22分 )

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第91号及び議案第92号の件をそれぞれ採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

議案第91号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手 多数 )

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手多数です。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第92号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手 多数 )

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手多数です。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 3 》

議案第93号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算（第8号）

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第93号 令和7年度飯豊町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、3,397万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ77億4,618万1,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容につきましては、給与条例の一部改正に伴う人件費及び特別会計繰出金の追加であり、その財源として、地方交付税を追加するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第93号の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手 多数 )

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手多数です。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 4 》

議案第94号 令和7年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

《 追加日程第 5 》

議案第95号 令和7年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

《 追加日程第 6 》

議案第96号 令和7年度飯豊町介護保険特別会計補正予算(第4号)

《 追加日程第 7 》

議案第97号 令和7年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算(第2号)

《 追加日程第 8 》

議案第98号 令和7年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算(第4号)

《 追加日程第 9 》

議案第99号 令和7年度飯豊町水道事業会計補正予算(第4号)

及び

《 追加日程第 10 》

議案第100号 令和7年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第4号）

の7案件を一括して議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

(町長 嵐 正人君)

ただいま議題となりました、議案第94号 令和7年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から、議案第100号 令和7年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第4号）までの7案件についてご説明申し上げます。

初めに、議案第94号 令和7年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額に78万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億3,631万4,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に22万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8,709万1,000円と定めるものであります。

次に、議案第95号 令和7年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に35万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,759万7,000円と定めるものであります。

次に、議案第96号 令和7年度飯豊町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に49万円を追加し、歳入歳出それぞれ9億4,015万1,000円と定めるものであります。

次に、議案第97号 令和7年度飯豊町訪問看護特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に48万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2,201万1,000円と定めるものであります。

次に、議案第98号 令和7年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に215万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億2,887万8,000円と定めるものであります。

以上の5案件の内容につきましては、給与条例の一部改正に伴う人件費の追加であり、その財源として一般会計繰入金を追加するものであります。

次に、議案第99号 令和7年度飯豊町水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的支出予算の総額に75万円を追加し、2億3,830万5,000円と定めるものであります。

最後に、議案第100号 令和7年度飯豊町下水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的支出予算の農業集落排水事業費用に32万3,000円を追加し、4億3,805万1,000円と

し、生活排水個別処理事業費用に9万8,000円を追加し、5,090万4,000円と定めるものであります。

以上の2案件の内容につきましては、給与条例の一部改正に伴い人件費を追加するものであります。

以上、議案第94号から議案第100号までの7案件について概略を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

(議長 屋嶋雅一君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第94号から議案第98号までの5件案件を一括採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手 全員 )

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第94号から議案第98号の5案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号及び議案第100号の2案件を一括採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手 全員 )

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第99号及び議案第100号は原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 11 》

議案第101号 工事請負契約の一部変更について（令和6年災第6502号町道大平線道路災害復旧工事（ゼロ債））

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長 嵐 正人君。

（町長 嵐 正人君）

ただいま議題となりました、議案第101号 工事請負契約の一部変更について（令和6年災第6502号町道大平線道路災害復旧工事（ゼロ債））について、ご説明申し上げます。

本案件につきましては、令和7年3月14日に議決をいただき、その後、第1回契約変更で契約金額を変更し、工事を進めているところでございます。

この度、萩生川の増水により、道路土工及び瀬替による仮設工を追加するなど、設計内容及び設計数量に変更が生じ、工事請負契約の一部を変更して工事を実施する必要があることから、現在の契約金額1億8,021万3,000円に355万6,300円を追加し、1億8,376万9,300円に変更するとともに、隣接する工事との調整により工事に遅れが生じたことから、工期を令和8年3月30日まで延長するものであります。

以上、概略を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

（議長 屋嶋雅一君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これから、ただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。7番 遠藤芳昭君。

（7番議員 遠藤芳昭君）

質問いたします。これは、担当課、地域整備だと思えますけども、11月18日にこの工事の変更について全員協議会で説明を受けて、古い護岸が出てきたので増工する必要があるということで私は記憶にとどめております。その11月18日は全協でその説明があったんですが、この工事の仮契約をされた日はいつなのでしょうか。まず、それをお聞きしたいと思います。

（議長 屋嶋雅一君）

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

7番遠藤議員のご質問にお答えいたします。今回仮契約させていただいた契約日でございますが令和7年12月9日であります。

以上でございます。

(議長 屋嶋雅一君)

7番 遠藤芳昭君。

(7番議員 遠藤芳昭君)

11月18日に全員協議会でこの事業の変更の内容を聞きました。それで、11月19日に臨時会におきまして、他の2件の変更請負契約の議決がありまして、その際私が質問させていただいたのは、工期が3月30日に設定をされているということで、本当に3月30日の工期を設定して、3月31日完成通知をいただいた場合に、その年度内で検査を行って引渡しまで可能なんでしょうかと。この工期の設定はあまりにも無謀ではないかと。あるいは、いろいろなことを想定していない工期の設定ではなかったかとお聞きをしました。最終的には総務課長ができますと、これでいいんですとは言わねがったかもしれませんがけれども、この日程で大丈夫ですということでありましたけれども、11月19日にそのような私の質問に対し、今後はいろんな形で検討をしていかなければならないと、そういうことだと思ったんですが、12月9日に仮契約をしているということは、あたかも私の質問が本当に聞き入れていただいたのかどうかなんです。その辺はどの辺にご留意をいただいたのかなと思います。あとは、3月31日、いろいろあったんでしょうけども、その工事は繰越しを予定されているのかですね。だとすれば、この日程設定でもいいかもしれませんが、この工事の内容についてはこの間説明を受けましたけれども、また3月30日って出てきたものですから、そういうふうな正確なものなのかなとお聞きをしたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

7番遠藤議員の再質問にお答えをしたいと思います。11月の全員協議会で議員おっしゃるとおりご説明をさせていただきました。工期の設定についても、3月30日ではどうなのかとご質問いただきまして、もっと前向きにとお話しはあったところでございますけれども、私のほうからは、議員おっしゃる中身はご理解はしましたので、工期の設定についてはある程度年度内

に終わるような感じで、検査についても設定はさせていただきたいと思っておりますけれども、ただ、今回上程させていただいている工事につきましては、まず一定程度3月いっぱいまでの最大限の工期とさせていただいているというところと、あとは議員からお話しがありました繰越しにつきましては、まだ決まっておられませんけれども、そういった部分も考えながら工期の設定をさせていただきましたのでご理解をいただきたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

遠藤芳昭君。

(7番議員 遠藤芳昭君)

繰越しも考えているということでありましたが、3月30日まで業者さんに工期を与えておいて、できるだけ早く完了してもらおうとか、事務処理は一日で終わるとかっていうのはほぼ無謀な話だと思うんですね。ですから、そのところは業者さんに急いでもらって3月20日くらいの工期にして十分に期日を取っておかないと、実はこれ補助事業ですよ。もし、手直し工事とかそういうことがあったら、もう繰越しは間に合わないわけですから、一日で手直しをするなんていうことは恐らくできない工事だと思うんですね。ですから、そのところ、やっぱり事務方としてどういうふうなこと、恐らく町全体のものの考え方だと思うんですよ。そのところはぜひ町全体として公共事業の発注ということを考えるべきではないかなと思います。物理的に間に合わない、いろいろな事例が発生した場合、それに対処できないような工期の設定になっておりますので、やはり私は一遍お話を申し上げているのは、この工期の設定については合点がいかないなということで、明らかに事務的にはもう少し配慮があってもよかったのではないかなと思います。いかがですか。

(議長 屋嶋雅一君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

7番遠藤議員の再質問にお答えをしたいと思います。工期の設定に関しては、業者の方とも様々連携をさせていただきながら工事は進めておりますので、引き続き業者と連携を取りながら工事は進めてまいりたいと思います。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありませんか。3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

ただいまの質問に関連して質問させていただきます。地域整備課長の答弁ですと、繰越しも

あるやのような回答でございました。既にこの事業については6年度事業でありまして、6年度3月14日で議決をして繰越しをしているわけですね、既に。繰越明許は1年しか有効ではありません。2年以上になりますと、継続費もしくは債務負担行為の議決が必要であります、それにどのような考えでしょうか。

(議長 屋嶋雅一君)

渡辺地域整備課長。

(地域整備課長 渡辺裕和君)

3番遠藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。もし繰越しになればということのお話だと思いますけれども、今回ゼロ債ということで債務負担行為についてはさせていただいて、昨年度中ですけど、させていただいて、昨年度に契約をさせていただいて今年度から工事のほうは進めさせていただいているところでございます。仮に年度内に終わらず翌年度に繰越しになってしまう場合ですけども、事故繰越ということで認識はしているところでございます。

以上でございます。

(議長 屋嶋雅一君)

よろしいですか。3番 遠藤純雄君。

(3番議員 遠藤純雄君)

総務課長にお尋ねしますけれども、ただいま地域整備課長から事故繰越もあるんだということでありましたが、地方自治法の取扱い上、事故繰越は何年でも行っていいということになっているのでしょうか。

(議長 屋嶋雅一君)

志田総務課長。

(総務課長 志田政浩君)

3番遠藤議員のご質問にお答えをいたします。繰越し明許で1年繰り越した後の1年間ということになっております。事故繰越につきましては。

(議長 屋嶋雅一君)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議案第101号の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手 多数 )

(議長 屋嶋雅一君)

お直りください。

挙手多数です。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

《 追加日程第 12 》

発議第14号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について  
及び

《 追加日程第 13 》

発議第15号 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について  
の2案件を一括議題といたします。

本件に関し、飯豊町議会会議規則第75条の規定に基づき、総務文教、産業厚生、広報公聴の各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付しましたとおり、それぞれの所管に属する事務について、閉会中に調査したい旨の許可申出がありました。

お諮りいたします。

総務文教、産業厚生、広報公聴の各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第14号及び発議第15号の2案件は、各常任委員長、議会運営委員長申出のとおり許可することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

今定例会において議決されました各議案等について、その条項、字句、数字、その他整理を

要するものについては、この整理を議長に委任いただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(議長 屋嶋雅一君)

異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

閉会に当たって、一言ご挨拶申し上げます。

去る12月4日に開会されました飯豊町議会第7回飯豊町定例会はただいまをもって閉会となりました。9日間の会期中、議員各位には、案件審議に当たり活発に、しかも慎重に審議いただきまして、誠にありがとうございました。

また、町執行部におかれましても会期中の議会運営にご協力を賜りましたことに、深く感謝申し上げます。

さて、例年ですと動物は冬ごもりに入る時期であります。今週も熊の出没情報が報告されており地域の安全確保への注意が引き続き求められております。また、師走の寒さが厳しくなる中、インフルエンザやコロナの感染が懸念される時期でもあります。議員各位並びに町執行部の方々には、どうぞ健康と安全に十分留意されまして、よい新年をお迎えいただきますよう心からご祈念申し上げて閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ご苦労さまでした。 ( 午前10時47分 閉会 )

上記会議の次第は、議事室主査（井上由佳）が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年 月 日

飯豊町議会 議長 屋嶋 雅一

飯豊町議会 議員 遠藤 芳昭

飯豊町議会 議員 高橋 亨一